相殺猶予以外）弁済計画表」記載の一般更生債権に対し、裁判所の許可を得てから１か月以内に、元本等に按分して弁済（以下「追加弁済」という。）を行う。なお、追加弁済を行う場合も、外貨建債権については、円貨建債権に変更せず、外貨建債権のまま弁済する。余剰が存在しない場合には、管財人は、更生債権者に対して、その旨の通知をする。

⑵　追加免除

別表９－２「一般更生債権（金融・相殺猶予以外）弁済計画表」記載の債権者が有する一般更生債権のうち、元本等については、追加弁済日の翌日に、元本等から第１回弁済及び追加弁済の弁済額合計額（中間弁済を実施した場合は中間弁済額を含む。）を控除した残額につき免除を受ける。

ただし、追加弁済を実施しない場合には、管財人が「追加弁済を実施しない旨の通知」を発送した日に、元本等から第１回弁済において弁済を受けた額（中間弁済を実施した場合は中間弁済額を含む。）を控除した残額について免除を受ける。

４　外貨建債権の特則

中間弁済率及び追加弁済率の計算の基準となる元本等のうち、外貨建債権の元本等の金額については、以下のレート（平成28年３月31日時点の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の直物為替公表建値）によって円換算した金額を用いて算出する。円換算において生じる１円未満の端数は切り捨てる。

外貨建債権	換算レート
１米ドル（ＵＳ＄）	112.68円
１シンガポールドル（ＳＧＤ）	83.31円
１ユーロ（€）	127.70円
１ペソ（₱）	2.46円

第４節　権利の変更及び弁済方法に関するその他の事項

第１　弁済の場所等

本更生計画による弁済は、全て、更生会社の日本における営業所において行う。

ただし、更生担保権者又は更生債権者が特定の銀行等の口座への振込みを、文書をもって求めたときは、更生担保権者又は更生債権者の求める銀行等の口座への振込みにより弁済を行う。この場合、振込費用は更生会社の負担とする。

弁済期限が銀行休業日に当たるときは、その直後の銀行営業日をもって弁済期限とする。

第２　放棄・取下債権等の取扱い

更生手続開始決定日（平成27年12月31日）以降完済までに、更生担保権又は更生債権の一部の放棄若しくは届出の取下げ又は相殺があったときは、放棄又は届出の取下げ後の債権額に基づいて本章の基準を適用し、その結果算出した金額を弁済額とする。

第３　債権譲渡等の場合の取扱い

更生手続開始決定日（平成27年12月31日）以降に更生担保権又は更生債権の譲渡又は移転があったときは、更生計画の権利の変更及び弁済の方法の定めは、譲渡又は移転前の債権額を基準として適用する。一部譲渡又は一部移転があった場合、新旧権利者は、譲渡又は移転後の債権額に応じて、免除額を按分負担し、弁済額を按分取得する。

第４　端数処理

更生担保権又は更生債権に対する権利変更に伴う計算においては、債務免除額につき各通貨の以下の単位額未満の端数は切り捨て、弁済額につき単位額未満の端数は切り上げる。

また、本更生計画の実行に伴う按分その他計算において、単位額未満の端数が生じたときは、特に定めがある場合を除き、この端数は切り上げる。

通貨	単位額
円	１円
米ドル（ＵＳ＄）	0.01米ドル
シンガポールドル（ＳＧＤ）	0.01シンガポールドル
ユーロ（€）	0.01ユーロ
ペソ（₱）	0.01ペソ

第５　反対債権がある場合の処理

更生会社が、更生債権者等に対し本更生計画に基づき更生債権等を弁済するに当たり、更生債権者等に対して弁済期の到来した債権を有する場合、管財人は、当該債権を自働債権とし、本更生計画に基づく権利変更後の更生債権等を受働債権として、対当額にて相殺の上、残額を弁済することができる。

第４章　本件船舶譲渡

第１節　本件船舶譲渡の概要

１　船舶の譲渡

管財人は、平成28年11月15日付け本件船舶の譲渡契約（Memorandum of Agreement）の定めに従い本件船舶を譲渡し、後記第２節記載の本件船舶譲渡の実行日に、本件船舶の譲受人（以下「譲受人」という。）に対し、別表12「担保権の目的物一覧表（船舶）」記載の本件船舶を引き渡す。

２　本件船舶引渡の条件

管財人は、通常の損耗を除き、本件船舶について管財人が指定した検査員による検査（以下「売主側検査」という。）を受けた時と実質的に同様な状態で本件船舶を引き渡すものとし、譲受人が売主側検査時と引渡時の船体の状態が異なることを証明しない場合には、現状有姿で引き渡す。

３　本件船舶譲渡の条件

本件船舶譲渡の主要な条件は以下のとおりである。

①　本更生計画の認可決定がなされること

②　譲受人が本件傭船契約と実質的に同等の契約条件で、本件船舶引渡後本件契約の残存期間の間、傭船者と傭船契約を締結すること

第２節　本件船舶譲渡の実行日

管財人は、平成29年２月１日から同年４月15日までの間で管財人が指定する日に、譲受人に対し、本件船舶を引き渡す。

第３節　本件船舶譲渡の対価（本件譲渡代金）

譲受人は、本件譲渡代金の10％を本更生計画認可決定日後３銀行営業日以内に管財人に対し支払う。また、譲受人は、本件譲渡代金の残額とその他の費用の精算金を本件船舶の引渡準備完了予定日の３銀行営業日前までに管財人に対し支払う。

ただし、現実の引き渡しが平成29年３月31日（以下「引渡基準日」という。）の経過後に行われたときは、引渡基準日から現実の引渡日まで１日当たり600,000円に相当する額を本件譲渡代金から控除することができる。

第５章　未確定更生債権に対する措置

第１節　未確定更生債権

管財人は、別表11「未確定更生債権一覧表」記載の更生債権（以下「未確定更生債権」という。）に関し、同表「認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかったところ、更生債権査定の申立てがなされ、現在係属中である。

第２節　未確定更生債権の措置

１　確定前の取扱い

未確定更生債権については、確定するまでの間、弁済を実施しない。

また、未確定更生債権を有する債権者が、他に更生債権を有する場合は、未確定更生債権の全てが確定するまでの間、当該債権者に対し、弁済を実施しない。

２　確定後の取扱い

未確定更生債権が確定したとき（前記１後段の場合には、当該債権者が有する未確定更生債権の全てが確定したとき）は、第３章第２節第２、２又は第３節第２款第２の定めを適用する。